

集会所使用規則

1. 使用目的

- (1) 当団地の住民の団体が会議や行事を行うために使用する。
- (2) 当団地の住民が親睦を目的として、懇談会、囲碁・将棋等同好会、音楽・手芸等教室を開くために使用する。
- (3) 当団地の住民が結婚式等慶事や葬儀を行うために使用する（理事長の判断で他に優先して使用できる）。
- (4) 団地相互間等の親睦を図るために使用する。
- (5) その他、団地住民の利用に寄与すると理事長が認める催しに使用する（たとえば、商品の展示販売等）。

2. 使用方法

- (1) 使用者は管理事務所に出席使用願いに記入する。
- (2) 使用については、前月 1 日から申込を受け付ける。
- (3) 使用料の支払いは申込時または使用時に支払うものとする。
- (4) 鍵の貸出は使用前日または当日とし、鍵の返却は管理事務所、窓口不在の場合は管理事務所〒ポストに投函するものとする。

3. 使用条件

- (1) 使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。
- (2) 使用後の清掃・後片付けは使用した者が行う。
- (3) 使用責任者は最後に火気・戸締りの点検を行う。細部については、集会所に掲示の「使用上の注意」を参照の事。

集会所の使用上の注意

1. 集会所の使用時間は午前 9 時から午後 10 時までとします。
2. 使用許可証に記載の使用時間は必ず守って下さい。
3. 使用中に建物や備え付けの机・椅子等破損した場合は、使用責任者にその費用を負担していただきます。
4. 使用上の事故・盗難については、当組合では一切責任を負いません。
5. 集会所の使用に当たり、他の居住者等に迷惑を与えたり、公衆道徳等に反する行為をしないよう願います。
6. 集会所の壁面にセロテープ・ガムテープ等で貼り紙をしないで下さい。
7. 使用後は必ず使用した部屋の清掃、ガスの元栓等の点検、戸締り、施錠を励行して下さい。なお、集会所内に物品等を置いていかないよう願います。
8. 湯飲み等を使用した場合は、洗って元に戻して下さい。
9. 使用後は鍵に点検票を添えて管理事務所の〒ポストに投函願います。